

確定申告のお知らせ

平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の期間は、

2月16日(月)～3月16日(月)です。

◎申告に関する相談等

日程	時間	場所
2/2(月)～ 3/19(木) ※土・日・祝日除く。ただし、2/22(日)、3/1(日)は開催します。	【相談受付】 8:30～16:00 相談は9:00～ 【提出のみ】 8:30～17:00	平塚駅ビル6F ラスカホール ※1月5日(月)～3月19日(木)の期間は、 税務署内に申告書作成会場は設けません。

◎還付申告は1月から！
作成済みの所得税の還付申告書は、税務署窓口にて1月5日(月)から提出できます。
ご相談の方はラスカホール会場をご利用ください。

▼申告・納付期限

- ・所得税及び復興特別所得税贈与税
3月16日(月)
- ・個人事業者の消費税
3月31日(火)

※町の確定申告受付会場の日程等は広報2月号に掲載します。

◎確定申告書の送付について

平成25年分以前に確定申告書をパソコン(国税庁ホームページ等)で作成された方のうち、平成26年分も申告が必要だと思われる方には、税務署から申告書の送付に代えて、「お知らせハガキ」等により申告に必要な情報をお知らせいたします。

◎年金所得者の申告手続

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出することを要しません。(所得税還付を受けるためには申告が必要です。)

ただし次のような場合は、町・県民税の申告が必要です。

- ① 公的年金以外の所得がある場合



② 「公的年金等の源泉徴収票」

に記載されている控除以外の各種控除がある場合(申告されない町・県民税が高くなる場合があります。)

◎確定申告書の窓口配布

税務署では1月5日(月)から、役場税務課窓口及び国府支所では1月27日(火)～3月16日(月)(土日祝除く平日開庁時間)、確定申告書の配布を行っています。※開設中のラスカホール及び税務署での配布は17時までとなります。

e-Taxのご利用を!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には事前の登録手続きが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/>

問 平塚税務署 ☎(22)1400

固定資産税の

申告・届出は忘れずに

固定資産税は毎年1月1日に土地・家屋及び償却資産を所有されている方に課税されます。次に該当する方で、町への申告・届出がされていない場合は、1月30日(金)までに申告・届出をお願いします。

土地・家屋を

所有されている方

- ・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
- ・納税義務者が亡くなったのに変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・未登記家屋を相続・売買等により取得された場合
- ・家屋を平成26年中に新築・増築され、町の家屋調査が済んでいない場合
- ・土地や家屋の使用用途を変更された場合

償却資産を

所有されている方

1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、申告

告をお願いします。なお、次に該当する場合は対象になりません。
・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの(いわゆる小額償却資産)
・取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却する場合(いわゆる一括償却資産)

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などで、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細につきましては、税務課へお問い合わせください。

問 税務課 ☎内線2555・2556